

岡山県南部蘭業地域における蘭産業者の資金調達

— 中地主銀行家寺山家の「貸付金応接帳」を中心として —

上 廣 尚 子

1. 研究史の整理と課題
2. 寺山家と蘭産業
 - (1) 早島地域の蘭産業
 - (2) 寺山家の土地所有状況
3. 寺山家と貸金業
 - (1) 「貸付金応接帳」の性格
 - (2) 蘭産業者に対する資金供給
 - (3) 地主資金の貸付状況
4. おわりに

1. 研究史の整理と課題

蘭産は蘭草を原料とし、主に家屋内の敷物として用いられており、畳床に装着する畳表と、それ自体を敷物とする産に大別される。畳表は明治以前から生産はあったがそれほど一般には普及しておらず^①、明治以降になって需要が拡大し、生産量が増大した。一方、産の一種である花産は、1880（明治13）年の磯崎眠亀による錦産の発明を機に、アメリカ市場へ進出することになり、輸出によって

^① 神立春樹『近代蘭産業の展開』（御茶の水書房、2000年）134頁には、「1867（慶応3）年の備中国小田郡川面村（現小田郡矢掛町）では四間どりの家にしてはじめて一間が畳敷きであった」ということ、また1905（明治38）年の『岡山県赤磐郡西高月村是調査書』により、「住家ノ如キ平屋草葺ニシテ室内ノ敷物ノ如キモ概産或ハ産ナリシカ、今ハ二階造瓦葺畳表ニ起臥セサルモノナシ」という記述が紹介されており、畳は古くから使用されていたと思われるが、先進地域に属する岡山県南部においてさえ一般的には普及しておらず、庶民が畳を敷物として普段に使用することにはかなり地域差があったことが述べられている。

急速に発展を遂げた。特に、明治20年代から30年代にかけては、花産製造所⁽²⁾が多く設立され、同時にまた、かなりの問屋制家内工業による生産も広く展開されていた。花産は1890年代には国の重要輸出10品目に入るなど、外貨獲得にも貢献した非常に重要な産業であった⁽³⁾。しかしながら、1902（明治35）年以後花産の輸出は次第に減少していく⁽⁴⁾。それに伴い花産製造所は激減し、大正後期以降は農家の副業として、国内向け製品を中心とした生産が行われた⁽⁵⁾。その理由については、機械制大量生産による安価なアメリカ製敷物と、わが国以上の低賃金労働力に依拠した中国花産との競合により後退したということが指摘されている⁽⁶⁾。花産製造所における原動機の使用は、1911（明治44）年に一製造所で試験的に行われた程度で、明治・大正期においてその使用は進まなかった⁽⁷⁾。それでも、畳表・花産ともに生産量は拡大を続けており、蘭産業は近代日本において重要な産業であったと考えられよう。

蘭産業に関する研究のうち、最も包括的と思われるものは神立春樹氏による『近代蘭産業の展開』である。そこでは、輸出花産業の展開過程を検討する際の問題点として、「明治20年代における発展の諸条件と存立状態・存立条件」と、「1902（明治35）年をピークとする停滞の要因」という2つの課題があげられている⁽⁸⁾。同書では、1902（明治35）年をピークとする輸出花産の停滞要因について価格の面からの考察がなされている。すなわち、花産製造業における機械化を押しとどめた要因が、稲作と蘭草栽培が結合した蘭業地域の豊富な農村労働力の存在に求められており、こうした低賃金労働力の存在が製品の価格を抑える要因となったと同時に、機械化の進展を押しとどめ、結果として国際競争力を後退させることになったのではないかと、という指摘がなされている⁽⁹⁾。

⁽²⁾ 「岡山県統計書」では職工数10人以上のものを工場として表記しているが、その実態が明らかではないため、本文では製造所と表記した。実態を究明していくことは今後の課題である。

⁽³⁾ 谷本雅之「近代日本における在来的経済発展と工業化」（歴史科学協議会編『歴史評論』第539号、1995年）99頁。

⁽⁴⁾ 大藏省編『大日本外国貿易年表』の各年版より。本稿では東洋書林発行・原書房発売の復刻版を利用している。

⁽⁵⁾ 各年の「岡山県統計書」から花産製造における一戸あたり職工数を見ると、1897（明治30）年が18.9人、1902（明治35）年が12.5人、1907（明治40）年が19.7人、1912（大正元）年が27.0人、1916（大正5）年が12.6人、1921（大正10）年が7.3人、1924（大正13）年が3.0人となっており、一戸あたり職工数の縮小が見られるのは大正末期に入ってからである。

⁽⁶⁾ この点については前掲（注1）神立春樹『近代蘭産業の展開』「第5章 日本花産の対アメリカ輸出停滞をめぐって」を参照のこと。蘭産業についてのサーヴェイは同書に基づいて整理した。

⁽⁷⁾ 「明治44年 岡山県統計書」からは、都窪郡庄村の特許坪式産織機試験工場で原動機の使用が確認できる。

⁽⁸⁾ 前掲（注1）神立春樹『近代蘭産業の展開』78頁。こうした観点から蘭産業の展開過程を分析するうえで、内田豊士「近代農村工業の展開要因についての一考察―神立春樹『近代蘭産業の展開』をめぐって―」（『岡山大学経済学会雑誌』第32巻第1号、2000年）145～156頁において、明治20年代に急速に伸びた蘭産業の動きに着目しそれを可能にした要因が指摘されている。そこでは「花産生産に新規参入する際に必要となる高額の資本がどこから調達されたか」、「技術面」、「労働力の供給」という3点があげられている。

⁽⁹⁾ 神立春樹「明治期輸出花産業の展開過程」（岡山大学産業経営研究会『研究報告書』第6集、1973年）37頁。

一方、清川雪彦・牧野文夫両氏の「花苧業における技術改良の意義—明治期農村工業品の輸出促進要因の検討—」では、市場情報の取得や商品の標準化あるいは品質検査など、広義のマーケティング関連の問題と、生産技術の改良や普及、とりわけ適正技術化の問題など技術的側面からの検討が行われており、発明特許の重要性が指摘されている⁽¹⁰⁾。岡山県が主要蘭苧業地域とされる背景には、発明特許に対する活発な活動があったというのである⁽¹¹⁾。

高田正規氏の「商品生産的農業地域の形成過程」および、松尾圭子氏の「幕末—明治中期における蘭業の展開過程」では、岡山県蘭苧業の中心となった地域において、明治期に花苧製造業となったものが、戸数割における村内上位者であったということが述べられている。ここではすでに地主資本の存在が花苧業発展の条件の一つとして捉えられているのである⁽¹²⁾。

しかしながら、そうした資金の調達・運用といった側面からの研究は充分になされておらず、研究の余地があると思われる。内田豊士氏の書評「近代農村工業の展開要因についての一考察」では、花苧生産がなぜ明治20年代に入って急展開を見せるのかという課題を解明するための第一の要因として、地主資金の存在が指摘されている⁽¹³⁾。また、前掲の神立春樹氏の著書でも蘭苧業の展開過程を検討するうえで、流通と金融の問題を明らかにすることの必要性が述べられているが⁽¹⁴⁾、いずれもそうした指摘にとどまっている。したがって、筆者はこうした花苧製造・流通に対する資金面からの分析を行うことによって、まずは、明治20年代に見られた花苧生産の急速な展開を促した要因について明らかにしたい⁽¹⁵⁾。

本稿では、都宇郡早島村の地主寺山家の貸付金を取りあげ、その少なくない部分が蘭苧業者への供

⁽¹⁰⁾ ここで岡山県における織機の普及率の高さが指摘されているが、岡山県における織機の変遷については、「蘭草王国岡山の名声を築いていく上で、大きな力となったものの一つに豊表や花苧を織り出す織機の発明、改良がある」として、その変遷を見ながら蘭業界の歴史を研究した黒瀬英樹「岡山県の花苧・豊表織機の変遷」（高梁川流域同盟『高梁川』第46号、1988年）がある。また、花苧生産におけるの特許制度を扱ったものとして磯崎龍子郎「帝国発明協会活動と岡山県の花苧業」（高梁川流域同盟『高梁川』第46号、1988年）があげられる。

⁽¹¹⁾ 清川雪彦・牧野文夫「花苧産業における技術改良の意義—明治期農村工業品の輸出促進要因の検討—」（『経済研究』Vol.49, No.3, Jul. 1998）。

⁽¹²⁾ 高田正規「商品生産的農業地域の形成過程—蘭作=加工地域の場合—」（瀬戸内海総合研究会編『瀬戸内海研究』第11号、1958年）および、松尾圭子「幕末—明治中期における蘭業の展開過程」（岡山史学会編『岡山史学』第9号1961年）。

⁽¹³⁾ 前掲（注9）内田豊士「近代農村工業の展開要因についての一考察—神立春樹『近代蘭苧業の展開』をめぐって—」151頁では、明治20年代初期に資本金2万円で設立された綾苧社をとりあげ、花苧製造業に地主資金が投入されることで資金的バックアップが得られたという指摘がなされている。

⁽¹⁴⁾ 前掲（注1）神立春樹『近代蘭苧業の展開』のはじめによる。前掲（注9）神立春樹「明治期輸出花苧業の展開過程」でもすでに、前掲（注12）高田正規「商品生産的農業地域の形成過程」を引用し、花苧資本について触れられている。

⁽¹⁵⁾ 花苧会社での生産活動と流通活動については、「有限責任正信社」を事例に、早島町史編集委員会編『早島の歴史4 蘭業史編』（2000年）の第3章第4節と拙稿「明治期における蘭苧業の展開—岡山県早島地域の事例」（岡山大学大学院経済学研究科修士論文、1999年）において考察を行った。

給資金であったことを明らかにし、花筵製造・流通における資金面からの考察を深める。寺山家は、後に、蘭産業を背景として設立された中備銀行と深く関わっていくことになる⁽¹⁶⁾。

2. 寺山家と蘭産業

(1) 早島地域の蘭産業

寺山家は、都宇郡早島村⁽¹⁷⁾の地主である⁽¹⁸⁾。早島村は、近世期にはすでに備中における畳表の中心的な取引地であり、同時に生産地でもあった。⁽¹⁹⁾明治期には蘭産業の主要地域としてさらに展開していったのである。1897(明治30)年の『花筵彙纂』には、「蘭草ハ古來三備地方ノ名産トシテ其名四方ニ聞ユ其主産地ハ都宇、窪屋ノ両郡ニシテ就中早島、茶屋町、妹尾附近ヲ以テ其最トス」⁽²⁰⁾、「蘭草ノ集散ヲナスニハ一定ノ場所アラザルモ都宇郡茶屋町、早島、妹尾町ノ如キハ其主産地ノ最タルモノナルヲ以テ自ラ此ニ集散スルノ状況ナリ而シテ其價額ノ如キ米穀ノ如ク一定ノ標準アリテ變動スルモノニアラザルモ需用ノ多少ト産額ノ増減ニ伴ヒ自ラ平準ノ價額ヲ生ズルモノナリ」⁽²¹⁾として、早島が都窪郡のなかでも茶屋町、妹尾とならぶ主要な蘭産業地帯であったことが記録されている。1893(明治26)年の『都宇郡誌 全』には、都宇郡各村の産物額一覧表が記載されており⁽²²⁾、表1は、そのうちの蘭産の生産数量を整理したものである。表に見る蘭草の主要な生産地は早島村と大福村、畳表の主要な

⁽¹⁶⁾ 戦時統制下で中國銀行に最後に吸収合併された普通銀行である中備銀行は、同地の資産家で国内に120町歩の土地を所有する大地主の溝手保太郎を中心に、蘭製品製造業者、商工業者が発起人となり、1896(明治29)年2月7日、都宇郡早島町大字早島304番邸に資本金15万円をもって設立された。同銀行は、1940(昭和15)年に営業権を中國銀行に譲渡し解散した。寺山研太郎は1899(明治32)年に取締役役に就任し、1919(大正8)年以降は溝手保太郎に代わって頭取を務めた。

⁽¹⁷⁾ 現都窪郡早島町。1889(明治22)年に前湯村、矢尾村、早島村が合併して早島村となり、1896(明治29)年に町制を施して早島町となった。(前掲(注1)神立春樹『近代蘭産業の展開』より。)また、都宇郡と窪屋郡が合併して都窪郡となるのは1900(明治33)年である。本稿では都宇郡早島村に統一して用いている。

⁽¹⁸⁾ 都窪郡早島町役場文書「正信社仮株券簿」によれば、寺山左之七の住所は「都宇郡早島村式百九拾壹番地」となっている。

⁽¹⁹⁾ 林熊吉編『岡山縣蘭業發達史』(1926年)によれば、「徳川時代に及んで、備前表として取引せられて居たが、何時しか早島表の名称を附せられ遂に早島は畳表の総称となり」とある。また、ほとんどの早島地域に関する論文や文献に引用されているのが、江戸後期の小説家、滝沢馬琴の小説『夢想兵衛胡蝶物語』である。その中に「近ごろ表かへした早島の蒲薦へ心なく酒をこぼすとき云々」と言う箇所があり、「早島」は畳表の代名詞として広く全国に知られていたことが確認できよう。

⁽²⁰⁾ 岡山縣内務部編『花筵彙纂』(1897年)61～62頁。

⁽²¹⁾ 前掲(注20)岡山縣内務部編『花筵彙纂』65頁。

⁽²²⁾ 北村長太郎發行『都宇郡誌 全』(雄風館、1893年)15頁。早島村は現在の都窪郡早島町、庄村・豊洲村・中庄村・江島村(1896(明治29)年に茶屋町となる)は現在の倉敷市、そして大福村・箕島村・妹尾村・山田村・加茂村は現在の岡山市となっている。

生産地は庄村と豊洲村・妹尾村、花苳の主要な生産地は妹尾村、莫蔞の主要な生産地は中庄村と大福村・妹尾村である。主要な蘭苳業地域といわれている早島村で製品の生産数量が意外と多くないのは、早島村が生産活動よりもむしろ他地域で生産された製品の集積地であり、それらを扱う問屋・仲買商が多く存在するなど、流通活動が活発に行われていたためであるとも考えられる⁽²³⁾。1926 (大正15) 年の『岡山縣に於ける蘭工業と麦稈眞田』による「此等蘭刈労働者の集散するは宇野線茶屋町、早島町、妹尾町の各驛で蘭刈期に於ける稼働者の降車人員三驛を合して約七八千を下らずと云ふを見ても如何に其旺盛さが察せらるる譯である」⁽²⁴⁾という記述は、早島や妹尾・茶屋町などが原料立地の利点に加え、加工品のコストを左右する重要な要因である労働力においても、さらに鉄道輸送に頼る場合や地域外からの労働力の確保という点においても、蘭作地域にあって最も良い条件を備えていた⁽²⁵⁾ということを示している。1897 (明治30) 年の都窪郡における蘭草の作付反別は337.5町、生産高は808,374貫で、1926 (大正15) 年の作付反別は807.5町、生産高は2,304,402貫と生産高は2.8倍に増加している⁽²⁶⁾。

表1 明治26年における都宇郡各村の蘭苳生産

村名	蘭 (貫)	畳表 (枚)	花苳 (本)	莫蔞 (枚)
庄村	44,019	110,500	1,600	
加茂村	9,090	6,750	460	
早島村	132,615		3,185	
江島村	86,420	21,400	5,815	
中庄村	34,265	24,212	910	12,100
豊洲村	32,390	170,928	1,800	
撫川村	26,070	32,000	2,016	480
大福村	136,969	4,300	1,153	16,500
妹尾村	69,600	135,715	25,810	24,234
箕島村	43,295		295	
山田村	26,220	36,000	1,340	400
計	640,953	541,805	44,384	53,714

資料) 北村長太郎発行『都宇郡誌 全』(雄風館、1893年)。

⁽²³⁾ 早島村で畳表の生産がなされていないと理解するのは妥当ではない。『明治26年 岡山県勸業年報』によると、都宇郡の蘭苳製品の生産量は畳表が1,288,164枚、花苳が41,150枚、莫蔞が91,594枚となっていて、『都宇郡誌 全』の数値とはかなり異なっている。

⁽²⁴⁾ 大阪地方職業紹介所編『岡山縣に於ける蘭工業と麦稈眞田』(1926年)15頁。

⁽²⁵⁾ 高田正規「商品生産的農業地域の形成過程—蘭作=加工地域の場合」(瀬戸内海総合研究会編『瀬戸内海研究』第11号、1958年)13~14頁。

⁽²⁶⁾ 岡山県で見ると、1897 (明治30) 年の蘭草作付け反別は863.6町歩、生産高は2,033,325貫、1926 (大正15) 年の作付反別は1,795.4町、生産高は4,987,233貫である。また、1897 (明治30) 年の都宇郡の作付反別は286.0町、生産高は730,150貫である。

近世から多くの畳表商人たちが活躍していた早島村では⁽²⁷⁾、明治期に花蕙が蘭産製品の主流となっても、そうした流通商人の権威が衰えることはなかった。この点については、先にあげた神立春樹氏の著書で、早島地域の問屋・仲買に関する以下のような新聞記事が紹介されている⁽²⁸⁾。

1889(明治22)年の『山陽新報』は、「備中国都宇郡前潟村畳仲買商溝手萬造は同郡屈指の仲買商のよしなるが、昨廿一年中に該品を売捌きたる高は引抜と称するもの老間弐間取交ぜ八万枚、此代は八千円にて、輸出先は東京・大坂・神戸等なりと。又同郡同村溝手幾次郎も同業の者なるが、昨廿一年に同品を売捌きたるは六万枚、此の代価六千円にて、輸出先は同様なりと」報じている。また、1898(明治31)年の一新聞記事「製造業不振」は、下道郡における製造業の不振状況を記すものであるが、そこに「而して売り捌方は大抵妹尾・早島辺より来る仲買者を保つものなるも」として、早島の仲買が買い集めていることを報じている。さらに、「明治末期の岡山県の蘭産産地において問屋商が多く、かつ有力なるものがあるのは、岡山市、早島町、倉敷町、妹尾町、笠岡町であり、この地域の畳表取扱高は、多い者は二十万枚、少ない者でも五千枚以上で、大変盛んである」とある。

表2 明治29年における都宇郡の花蕙業者

町村名	組合員 (人)	織機数 (台)	一人当り機数 (台)
撫川村	32	396	12.4
庄村	29	259	8.9
妹尾村	17	297	17.5
早島村	11	335	30.5
山田村	9	71	7.9
大福村	8	125	15.6
加茂村	7	33	4.7
中庄村	5	51	10.2
茶屋町	5	330	66.0
豊洲村	4	61	15.3
箕島村	4	43	10.8
計	131	2,001	15.3

資料) 個人所蔵文書「明治廿九年七月十五日現在 岡山縣花蕙業組合役員
及組合員姓名並据附機数報告 岡山縣花蕙業組合事務所」。

早島村は明治初期にはすでに、多くの商人を擁し畳表を直接岡山から元積みするなど、畳表取引の中心地となっていたのである。こうした基盤があつてこそ、早島村は花蕙業においても流通の中心地域と成り得たのである。花蕙製品を扱っていた流通商人は、かつて畳表を扱っていた流通商人たちであった。明治20年代に輸出向け花蕙が急速な発展を遂げるなかで、早島村にはかなりの規模の会社形

⁽²⁷⁾ 早島町史編集委員会『早島の歴史1 通史編(上)』(1997年)331~336頁。

⁽²⁸⁾ 以下の新聞記事は、前掲(注1)神立春樹『近代蘭産業の展開』140頁からの抜粋。

態をとる花蒔製造所が設立された。さらに都宇郡は、岡山県内でもっとも多くの花蒔製造所が設立された地域でもあった⁽²⁹⁾。表2は、1896(明治29)年の都宇郡における町村ごとの花蒔業者数と花蒔織機の所有台数をあらわしたものである。茶屋町と早島村における一人当り機数が大きいのは、両地域に会社形態をとる大規模な花蒔製造所が存在していたためである⁽³⁰⁾。早島村では、そうした花蒔製造所の設立に関係した者の多くが蒔製品の流れを扱う問屋・仲買たちであった⁽³¹⁾。1890(明治23)年調査の備中・備前国における地価一万円以上の所有者⁽³²⁾として名前があがっている都宇郡の地主のうち、蒔業者として確認できたものは早島村がもっとも多く、しかも地主としての規模も他村の蒔業者と比較してかなり大きい。こうした地主の存在が、早島地域の蒔製造・流通を発展させる大きな要因であったと推測できる。

早島地域の蒔業者のなかで、重要な役割を有したのが寺山家である。同家の地主としての規模は他の花蒔業者と比較して群を抜いて大きく⁽³³⁾、1895(明治28)年から1900(明治33)年までと1910(明治43)年の早島町の戸数割⁽³⁴⁾によれば、この7年特等の溝手保太郎に続き寺山研太郎は壹等となっている。この時期の寺山家は溝手家⁽³⁵⁾に次ぐ早島の有力者であったといえよう。寺山家は次のような形態で蒔業と関係していた。

明治10年代には、寺山研太郎が明治初年に問屋「吉備商會」の共同経営によって畳表の荷主として⁽³⁶⁾、また、寺山左之七⁽³⁷⁾が1881(明治14)年に「純正組畳表商組合員」の問屋として名前があげられているなど、寺山家は畳表問屋として活躍していた⁽³⁸⁾。明治20年代に入ると、花蒔会社の役員あるいは株主

⁽²⁹⁾ 個人所蔵文書「明治廿九年七月十五日現在 岡山縣花蒔業組合役員及組合員姓名並据附機數報告 岡山縣花蒔業組合事務所」によれば、岡山県の花蒔業者組合員500人に対し、都宇郡は131人と26.2%を占めてもっとも多い。続いて児島郡の94人、浅口郡の82人となっている。

⁽³⁰⁾ 「明治29年 岡山県統計書」によれば、例えば、早島村に設立された「早島物産株式会社」の1896(明治29)年の職工数は200人である。

⁽³¹⁾ 拙稿「明治期における蒔業の展開—岡山県早島地域の事例—」(岡山大学大学院経済学研究科修士論文、1999年)では、「有限責任正信社」を中心に、早島地域の畳表問屋が蒔業に進出していったプロセスを明らかにした。

⁽³²⁾ 資料は都窪郡早島町寺山家文書「明治廿三年調査ニテ岡山県備前國備中國兩國ニテ所有スル土地ノ地価、地価一万円以上ノ所有者」(明治廿四年十一月謄写刷)による。

⁽³³⁾ 例えば、1902(明治35)年の衆議院議員選挙人名簿写取(都窪郡早島町役場寺山家文書)からは、都窪郡において96人中、寺山研太郎が9番目に23町1反6畝1歩、小郷藤四郎が17番目に15町7反8畝23歩、赤木和次郎が40番目に6町9反9畝3歩、森田仙藏が42番目に6町8反1畝、吉田祐吉が48番目に5町7反5畝13歩、赤木常太郎が63番目に3町8反9畝17歩、安原勝三郎が73番目に2町7反6畝10歩、佐藤諒三郎が87番目に1町5反7畝29歩で名前があげられている。

⁽³⁴⁾ 各年の都窪郡早島町役場文書「早島村戸別等級表」より。

⁽³⁵⁾ 溝手家の地主経営については森元辰昭氏による研究の、「大地主溝手家の有価証券投資と銀行の役割」(清心中学校・清心女子高等学校『紀要』No12、1996年)、「岡山県における大地主の資金運用形態の分析」(山陽放送学術文化財団『リポート』第23号、1979年)、「日本人地主の植民地(朝鮮)進出—岡山県溝手家の事例—」(『土地制度史學』第82号、1979年)がある。

⁽³⁶⁾ 前掲(注19)林熊吉編『岡山縣蒔業發達史』108頁。

⁽³⁷⁾ 寺山研太郎の父と思われる。

⁽³⁸⁾ 岡山縣畳表同業組合編『岡山縣畳表』(1940年)41~42頁。

として名前が確認できるようになる。例えば、1887（明治20）年に早島に設立された花菴の製造販売を業種とする「有限責任正信社」⁽³⁹⁾では、寺山左之七は株主、研太郎は出納掛として重要な役割を果たしていたと考えられる⁽⁴⁰⁾。さらに、『早島町史』によれば、「明治二十七年前後に於ける花菴疊表の製造販売会社」の1つ、「⊖商會」の役員の中に寺山研太郎の名前を確認できる⁽⁴¹⁾。この会社は花菴販売を行う会社として1893（明治26）年に早島町大字早島に設立され、「岡山県統計書」では「丸一合資会社」となっている。寺山家が最後に関係したと思われる同社は1896（明治29）年まで存在が確認でき⁽⁴²⁾、寺山家はこの時期までは蘭業と関係があったと思われる⁽⁴³⁾。この様に、寺山家は明治期を通じて早島地域の有力な蘭業業者であった。

(2) 寺山家の土地所有状況

次に寺山家の土地所有状況と、地主経営について考察する。

用いた資料は1890（明治23）年から1893（明治26）年の所得調査である⁽⁴⁴⁾。この都窪郡早島町役場文書「所得税係書出書類」により、研太郎、左之七、登久の「所得高届」から当時の寺山家の所得を知ることができる。表3にあるように、寺山家は年間3,000円強の所得を得ていた。所得金高を構成するそれぞれの項目の割合をみると、小作料による収入が1893（明治26）年を除き80%以上を占めていることがわかる。

1893（明治26）年は都窪郡内所有地における地目が判明している。その割合は、田が95.7%、畑が1.8%、宅地が2.4%であり、寺山家が所有する小作地のほとんどは田であった。

表3 明治23年から明治26年における寺山家の所得金高

年次	収入総額	貸金	貸地・貸屋	小作料	株式
明治23年	3,076.05円	400.00円 (12.6)	30.80円 (1.0)	2,745.65円 (86.8)	
明治24年	3,175.60円	430.00円 (13.1)		2,781.00円 (85.3)	63.00円 (2.0)
明治25年	3,336.49円	420.00円 (12.2)	36.80円 (1.1)	2,797.79円 (81.8)	177.00円 (5.3)
明治26年	3,039.78円	420.00円 (13.4)		2,405.38円 (77.2)	305.00円 (10.0)

注1) カッコ内は収入総額を100としたそれぞれの割合(%)をあらわす。

資料) 都窪郡早島町役場寺山家文書「所得税係り書出し書類」。

⁽³⁹⁾ 1887（明治20）年9月に、都宇郡早島村290番地に設立された。資本金は370円。翌明治21年には途中解散というかたじけなく営業を停止している。

⁽⁴⁰⁾ 左之七は「正信社」において「寺山問屋」と呼ばれていた。

⁽⁴¹⁾ 岡山県都窪郡早島町編『早島町史』（1955年）233頁。

⁽⁴²⁾ 『明治29年 岡山県統計書』による。

⁽⁴³⁾ 前掲（注29）個人所蔵文書「岡山縣花菴業組合役員及組合員姓名並据附機數報告」でも、「丸一合資会社」を確認することができる。さらに、同資料中の「合資会社吉備商會」と先にあげた「吉備商會」とを同系列の会社と考えるならば、「合資会社吉備商會」は「岡山県統計書」によって1898（明治31）年まで確認することができる。

⁽⁴⁴⁾ 同家の所得高を役場に提出するため、項目別に所得高を記載したもの。

寺山家の小作地について検討しよう。表4に示したように、寺山家は居村の早島村がある都宇郡に全小作地の85~90%を占める30町歩余りの土地を、児島郡東興除村、賀陽郡庭瀬村それぞれに5町歩余りの土地を持っており、合計40町歩弱を所有する中地主であった⁽⁴⁵⁾。その内訳が、表5及び、表6である。表5には都宇郡内の所有地の内訳を、表6には児島郡と賀陽郡内の所有地の内訳を示した⁽⁴⁶⁾。寺山家が居住地である早島村内よりもその周辺にまとまった土地を所有しているのは、先にあげた大地主溝手家の影響によるものであろうか⁽⁴⁷⁾。また、1891(明治24)年に鳥羽、中庄、翌年に日畑、下庄などに若干の売却が見られる他は、4年間で土地の移動がほとんど見られない。土地所有は安定的に推移しているといえよう。

表4 寺山家の土地所有状況

年次	場所	面積	石高	金額
明治23年	都宇郡	34町 9反 9畝	443石 4斗 1.0升	2,438.00円
	児島郡東興除村	2町 4反 4畝 23歩	27石 6斗 5.0升	152.50円
	賀陽郡庭瀬村	2町	31石 7斗 3.0升	148.00円
	窪屋郡亀山	1反 3畝 16歩	1石 3斗	7.15円
	計	39町 5反 7畝 9歩	504石 9.0升	2,745.65円
明治24年	都宇郡	33町 7反 3畝 17歩	418石 9斗 2.0升	2,387.00円
	児島郡東興除村	3町 8反 4畝 11歩	42石 3斗 1.0升	241.00円
	賀陽郡庭瀬村	2町	26石 9斗	153.00円
	計	39町 5反 7畝 28歩	488石 1斗 3.0升	2,781.00円
明治25年	都宇郡(研太郎)	14町 4反 3畝 15歩	173石 6斗 6.0升	1,041.00円
	都宇郡(左之七)	18町 5反 2畝 24歩	235石 5斗 1.0升	1,413.00円
	都宇郡(登久)	1反 9畝 1歩	3石 1斗 3.0升	18.79円
	児島郡東興除村	2町 7反 2畝 12歩	28石 6斗 17.0升	172.00円
	賀陽郡庭瀬村	2町	25石 9斗	153.00円
	計	37町 8反 7畝 22歩	466石 9斗 7.0升	2,797.79円
明治26年	都宇郡(研太郎)	17町 6反 0畝 27歩	163石 7斗 9.8升	1,019.70円
	都宇郡(左之七)	13町 7反 2畝 2歩	197石 3斗 3.0升	1,172.48円
	都宇郡(登久)	1反 9畝 1歩	3石 4斗 8.0升	19.20円
	児島郡東興除村(研太郎)	2町 7反 2畝 12歩	30石 8斗	96.00円
	賀陽郡庭瀬村(左之七)	1町 9反 8畝 29歩	28石 5斗	98.00円
	計	36町 2反 3畝 11歩	423石 9斗 1.0升	2,405.38円

注1) 明治25年と明治26年については、一部所有者が判明しており、括弧内に示した。
資料) 都窪郡早島町役場寺山家文書「所得税係り書出し書類」。

⁽⁴⁵⁾ 森元辰昭「近代日本における中地主の存在形態」(『岡山大学経済学会雑誌』第31巻第4号、2000年)の30~31頁では、大地主・中地主・小地主の区分についての整理がなされている。同論文では大橋博氏の区分に従い50町歩以上を大地主、5~50町歩を中地主、5町歩以下を小地主と区分されており、本稿でもそれに依拠して寺山家を中地主と見なしている。

⁽⁴⁶⁾ 表6に見られるように、1892(明治25)年に児島郡の小作地面積が減少しているのは、星島氏に売却したことによる。

⁽⁴⁷⁾ 前掲(注35) 森元辰昭「大地主溝手家の有価証券投資と銀行の役割」55頁によれば、この時期100町歩以上を所有していたことがわかる。

また、表3で見たように、貸金の所得が見られ、さらに寺山家は貸屋及び宅地の貸付も行っていた。その詳細を示したものが表7である。1891(明治24)年からは倉敷紡績所創業以来の株式所得の項目も確認でき、この時期から株式投資を始めている。1893(明治26)年までしかデータがないが、表3にあるように所得中の貸金と株式所得の割合は少しずつではあるが増加している。

以上のように寺山家は、他の蘭業業者と比べてかなりの土地を所有している中地主であり、旧来からの蘭業業者でもあった。寺山家が株式投資と並んで、明治20年代には花庭会社で自らの地主資金の運用を行っていたとするならば、1896(明治29)年以降はさらにそれらを拡大する形で中備銀行に関わっていったことを推測してもさしつかえないであろう。

次に、1890(明治23)年から1893(明治26)年における寺山家の所得金のうち、小作料収入に次いで大きかった貸金業について見ていこう。

表5 寺山家所有土地の内訳(都窪郡内)

場所	明治23年分			明治24年分			明治25年分			明治26年分		
	筆数	反別		筆数	反別		筆数	反別		筆数	反別	
早島	29.0	2町	5反 4畝	37.0	3町	5畝 18歩	40.0	3町	2反 5畝 29歩	34.0	2町	6反 7畝 24歩
前潟	79.5	7町	9反 2畝	62.5	8町	1反 1畝 27歩	61.5	7町	9反 2畝 27歩	63.5	8町	1反 8畝 17歩
早島新田	19.0	1町	9畝	4.0	4反	6畝 6歩	21.0	1町	1反			
矢尾	4.0	4反	7畝	21.0	1町	1反	4.0	4反	6畝 6歩	4.0	4反	6畝 6歩
高スカ	41.0	4町	3反 6畝	41.0	4町	3反 6畝 25歩	41.0	4町	3反 6畝 25歩	41.0	4町	3反 6畝 25歩
早高	2.0	2反	6畝	2.0	2反	6畝 15歩	2.0	2反	6畝 15歩	2.0	2反	6畝 15歩
西田				8.0	9反	4畝 6歩	8.0	9反	4畝 6歩	8.0	9反	4畝 6歩
箕島	38.0	4町	6反 3畝	42.0	4町	9反 6畝 9歩	42.0	4町	9反 6畝 9歩	42.0	4町	9反 7畝 3歩
妹尾	1.0	1反	3畝	2.0	2反	6歩	2.0	2反	6歩	2.0	2反	6歩
惣爪	75.0	7町	1反 5畝	75.0	7町	1反 6畝 7歩	77.0	7町	2反 9畝 26歩	77.0	7町	2反 9畝 26歩
加茂	10.0	6反	2畝	10.0	6反	2畝 19歩	10.0	6反	2畝 19歩	9.0	6反	8歩
大内田	2.0	3反	5畝	2.0	3反	5畝 28歩	2.0	3反	5畝 28歩	2.0	3反	5畝 28歩
日畑	11.0	7反	1畝	7.0	6反	12歩						
下庄	3.0	3反	1畝	3.0	3反	1畝 25歩						
山田	9.0	1町	1反 8畝	9.0	1町	1反 3畝 17歩	9.0	1町	1反 8畝 23歩	9.0	1町	1反 8畝 22歩
鳥羽	8.0	7反	8畝									
中庄	18.0	2町	5反 2畝									
計	331.5	34町	9反 9畝	325.5	33町	7反 3畝 17歩	319.5	32町	9反 6畝 9歩	293.5	31町	5反 3畝 23歩

注1) 明治23年分の反別のみ畝以下は切り捨てとなっている。

注2) 寺山研太郎、左之七、登久が所有する都窪郡所在地全ての合計である。

資料) 都窪郡早島町役場寺山家文書「所得税係り書出し書類」。

表6 寺山家所有土地の内訳(都窪郡外)

場所	明治23年分			明治24年分			明治25年分			明治26年分		
	筆数	反別		筆数	反別		筆数	反別		筆数	反別	
児島郡東興除村				12	3町	8反 4畝 11歩	8	2町	7反 2畝 12歩	8	2町	7反 2畝 12歩
東畦				3	1町	1反 1畝 29歩						
内尾				4	1町	1反 5畝 29歩	4	1町	1反 5畝 29歩	4	1町	1反 5畝 29歩
中畦				4	1町	5反 6畝 13歩	4	1町	5反 6畝 13歩	4	1町	5反 6畝 13歩
賀陽郡鹿瀬村				18	2町		18	2町		17	1町	9反 8畝 23歩
延友				10		6反 7畝 23歩	10		6反 7畝 23歩	9		6反 6畝 16歩
平野				8	1町	3反 2畝 7歩	8	1町	3反 2畝 7歩	8	1町	3反 2畝 7歩
合計	26	3町	2反 9畝	30	5町	8反 4畝 11歩	26	4町	7反 2畝 12歩	25	4町	7反 1畝 5歩

注1) 明治23年分の反別のみ畝以下は捨てとなっている。

注2) 寺山研太郎、左之七、登久が所有する都窪郡所在地以外の合計である。

資料) 都窪郡早島町役場寺山家文書「所得税係り書出し書類」。

表7 寺山家の小作料収入以外の所得状況

年次	貸金		貸地・貸屋		株式	
	備考	金額	備考	金額	備考	金額
明治23年		400.00円	早島町内：A 早島町内：B 早島町内：C 早島町内：D	6.00円 12.00円 4.80円 8.00円		
明治24年		430.00円			倉敷紡績	63.00円
明治25年	寺山左之七 寺山研太郎	220.00円 200.00円	早島町内：A 早島町内：B 早島町内：C 早島町内：E	12.00円 12.00円 4.80円 8.00円	寺山左之七：撫川精米会社3株 寺山研太郎：倉敷紡績所15株 寺山研太郎：撫川精米株式会社2株 寺山研太郎：岡山第二十二国立銀行20株	7.00円 170.00円
明治26年	寺山左之七 寺山研太郎	90.00円 330.00円			倉敷紡績所45株 岡山第二十二銀行20株	225.00円 80.00円

注1) 株式について、株数のないものは不明。

注2) 貸地・貸屋については英字(A～E)で貸出先を、貸金・株式については名前で所有者をあらわす。

資料) 都窪郡早島町役場寺山家文書「所得税係り書出し書類」。

3. 寺山家と貸金業

(1) 「貸付金応接帳」の性格

ここでは都窪郡早島町役場文書「貸付金応接帳」により、寺山家の資金運用の一形態を見ていこう。

資料は、1891(明治24)年から1893(明治26)年まで3年間の寺山家の貸付帳簿である。この「貸付金応接帳」には、丁数、金員、氏名、既約利息⁽⁴⁸⁾、期限、応接摘要の項目がある。個人名によって丁数が決められており、別に帳簿があると思われるが、その存在は未だ定かでない。「貸付金応接帳」には名前のみで、金員が書かれていないものもある。残念なことに、借入日と預け日の記載はなく、借り入れの目的もわからないことが多い。また、住所の記載もない。ただし、1891(明治24)年と1892(明治25)年の「貸付金応接帳」には、「早」、「塩ツ」、「前」、「宮崎」、「矢尾」、「豊洲」、「沖」、「箕」、「妹」、「日畑」、「惣爪」、「山北」、「興除」といった地名と思われる記号がある。「早」、「塩ツ」、「前」、「宮崎」、「矢尾」は都窪郡早島村の字でそれぞれ早島もしくは早高、塩津、前潟、宮崎、矢尾であろう。「豊洲」は都窪郡の豊洲村、「箕」、「妹」は都窪郡の箕島村と妹尾村、「日畑」は庄村の大字で日畑西組、「惣爪」は都窪郡加茂村の大字で、「沖」は沖村でのちの窪屋郡大市村であろう。「山北」は山手村、清音村の方面をあらわしていると思われる⁽⁴⁹⁾。「興除」は児島郡の興除村である。したがって、寺山家と金融取

⁽⁴⁸⁾ 利息は、上が約16%で、下は約7%、期限はほとんどが12月となっている。

⁽⁴⁹⁾ 近世では「山北」を窪屋郡の浅原村にある福山より北としていることが多い。

引を行っていたのは、早島村を中心とする都宇郡と窪屋郡及び、児島郡の一部の人々ということになる。

まず、3年間の貸付状況を見てみよう。1891（明治24）年の貸付件数は145件で、貸金合計は15,124円3銭、1892（明治25）年の貸出件数は135件で、貸金合計は19,565円36銭、1893（明治26）年の貸付件数は155件で、貸金合計は20,894円31銭8厘である。「貸付金応接帳」には、「利子済ニテ元金ハ延期・元利拂込済」といった印が見られ、「従テ處分済ノしるし」と書かれてある。この印と応接適応の「元利済」及び「返金済」に基づいて元金の回収率を推定してみた⁽⁵⁰⁾。まず、貸付件数では1891（明治24）年は53件で36.6%、1892（明治25）年は51件で37.8%、1893（明治26）年は48件で31.0%となる。さらに貸付金額では、1891（明治24）年は5,664円70銭で37.5%、1892（明治25）年は7,789円75銭で39.8%、1893（明治26）年は4,537円48銭8厘で21.7%とさらに低くなり⁽⁵¹⁾、1年単位で見ているため回収率はかなり悪いといえよう。この点については後ほど触れたい。

それでは、寺山家と金融取引を行っていた相手はどういった職業の人であったのか。貸金の担保物件から見ていこう。この「貸付金応接帳」からは、それについての記載がほとんどみられない。3年間で「田地売渡約ノ代金」、「元金ハ書入地売迄猶予申出」といった土地によるものが2件で、その他の主な担保物件は「長蘭為換」、「井為換」、「廿六年蘭苧上迄ノ約」、「長井換式百廿五束」など、蘭草を担保としたものが6件である。蘭草を担保物件としていた貸付は、1892（明治25）年が1件で全体の貸付金額の1.7%にあたる340円、1893（明治26）年が5件で全体の貸付金額の3.2%にあたる661円である。金額としてはさほど大きくはないが、寺山家と蘭産業との関わりを示している。次に、こうした蘭産業者（ここでは蘭草栽培農家）を含めて、寺山家が蘭産業者と金融取引を行っていた内容を明らかにしていこう⁽⁵²⁾。

⁽⁵⁰⁾ 「利子済ニテ元金ハ延期・元利拂込済 従テ處分済ノしるし」があることを返済済みの前提としたうえで、なおかつ応接適要に元金と利子の返金済み、元金の返金済み及び返金済みと書かれてあるものと、応接摘要が空白のものを返金済みと見なし回収率を推定した。

⁽⁵¹⁾ 応接摘要のみで回収率を検討する。貸付件数で見ると、1891（明治24）年は返金済みが20件で13.8%、元金と利子の返金済みが13件で9%、利子のみの返済件数は16件で11%、利子のみを除く回収状況は22.8%となる。1892（明治25）年は元金と利子の返金済みが15件で11.1%、利子のみの返済件数は24件で17.8%である。1893（明治26）年は返金済みが2件で1.3%、元金返金済みが1件で0.6%、元金と利子の返金済みが11件で11%、これらを合わせた回収状況は9.3%となる。利子のみの返済件数は42件で27.1%であった。貸付金額で見ると、1891（明治24）年は返金済みが1,945円で12.9%、元金と利子の返金済みが975円で6.4%、回収状況は19.3%となる。1892（明治25）年は元金と利子の返金済みが1,490円で7.6%である。1893（明治26）年は返金済みが10円で0.04%、元金返金済みが59円50銭で0.3%、元金と利子の返金済みが1,175円で5.6%、これらを合わせた回収状況は5.6%となる。3年間共に貸付金回収率はさらに悪くなる。

「利子済ニテ元金ハ延期・元利拂込済 従テ處分済ノしるし」をすべて貸付金額の回収済みの印と考えて検討すると、1891（明治24）年の回収状況は86件で59.3%、金額では9,228円20銭で61.0%となる。1892（明治25）年の回収状況は84件で62.2%、金額では13,941円15銭で71.3%となる。1893（明治26）年の回収状況は92件で59.4%、金額では12,292円98銭8厘で58.8%となり回収率は高くなる。

⁽⁵²⁾ 名前については、資料によって異なるものが多い。寺山家「貸付金応接帳」に記載されている佐藤久三郎は、前掲（注38）『岡山縣疊表』によれば桑三郎となっているが、久三郎であると見なした。以下、『岡山縣疊表』と記載の異なるものは、熊代音吉が庄吉（『岡山縣疊表』）、土肥代五郎が石五郎（『岡山縣疊表』）の計3名である。

(2) 蘭苳業者に対する資金供給

ここでは山崎克己等編『日本全国商工人名録 第3版下』⁽⁵³⁾、商工社編『日本全国商工人名録 第4版』⁽⁵⁴⁾、個人所蔵文書「明治廿九年七月十五日現在 岡山縣花苳業組合役員及組合員姓名並据附機數報告 岡山縣花苳業組合事務所」、岡山縣疊表同業組合編『岡山縣疊表』、各年の「岡山県統計書」に記載されている「会社」と「工場」の項目に見られるその所有者名によって、個人名から蘭苳業者を特定した。

表8は、1891(明治24)年から1893(明治26)年までの寺山家の「貸付金応接帳」を整理したものである⁽⁵⁵⁾。

表8 明治24年から明治26年における寺山家の貸付状況

	明治24年		明治25年		明治26年		
	計	内蘭苳業者	計	内蘭苳業者	計	内蘭苳業者	
貸出	人数	134	17	116	16	128	23
	金額(円)	15,124.030	5,172.000	19,565.360	5,935.000	20,894.318	5,012.800
	一人当たり金額(円)	112.866	304.235	168.667	370.938	163.237	217.948
	蘭苳業者/計(人数)	12.7		13.8		18.0	
	蘭苳業者/計(金額)	34.2		30.3		24.0	
預かり	人数	3	0	12	2	9	1
	金額(円)	90.000	0	1,679.000	1,005.000	315.000	5.000
	一人当たり金額(円)	30.000	0	140.700	502.500	35.000	5.000
	蘭苳業者/計(人数)	—		16.7		11.1	
	蘭苳業者/計(金額)	—		59.9		1.6	

資料) 都窪郡早島町役場文書「寺山家貸付金応接帳」。蘭苳業者については、山崎克己等編『日本全国商工人名録 第3版下』(商工社、明治41年)、商工社編『日本全国商工人名録 第4版』(商工社、明治44年)、岡山縣疊表同業組合編『岡山縣疊表』(岡山縣疊表同業組合、大正15年)、個人所蔵文書「明治廿九年七月十五日現在 岡山縣花苳業組合役員及組合員姓名並据附機數報告 岡山縣花苳業組合事務所」、各年の『岡山県統計書』、『早島町史』。

貸出金額は1891(明治24)年から1893(明治26)年の間で5,770円28銭8厘増加している。特に1891(明治24)年から1892(明治25)年にかけて約4,000円の貸出金額の増加が見られた。一人当たり貸付金額では55円80銭1厘の増加である。これは、杉山岩三郎と木村済治への貸付によるものである。貸付金額は共に2,000円である。杉山岩三郎は、株式会社二十二銀行の取締役、株式会社御野銀行の監査役を務めており⁽⁵⁶⁾、少し時期がずれるが、1894(明治27)年の『岡山県地主録』に見る彼の土地所有規模

⁽⁵³⁾ 山崎克己等編『日本全国商工人名録 第3版下』(商工社、1908年)〈凡例(上)より、明治三十九年九月以来人を全国各地に派遣し(中略)営業税金拾円以上(中略)拾円以下も特殊のもの、工芸家など(以下省略)を記載したとある。

⁽⁵⁴⁾ 商工社編『日本全国商工人名録 第4版』(商工社、1911年)〈凡例より、営業税金30円以上を納入するもの、30円以下のものも抜載〉とある。

⁽⁵⁵⁾ 判明しているのは残高のみであり、年度内の資金の貸付と返済については資料が見つからない。また、資料の制約上、ここでいう蘭苳業者のなかに職工等の製造者は含まれてはいない。中心は蘭苳商人である。

⁽⁵⁶⁾ 前掲(注53)『日本全国商工人名録 第3版下』より。

は34町7反25畝9歩であったと思われる。また、木村済治も同じく1894（明治27）年の『岡山県地主録』によれば9町5反3畝9歩を所有していた地主であると推測できる¹⁵⁷⁾。残念ながら借入金の使用目的については特定できない。

1891（明治24）年の「貸付金応接帳」には、134人の貸出人と3人の預金者が名を連ねている。貸出人のうち、17人が蘭業業者である。その貸出金合計は5,172円で、蘭業業者に対する貸付は全体の34.2%を占める。件数にして貸出合計145件のうち蘭業業者が21件で、年に2回以上借りていたのは合計で11人、うち蘭業業者が4人であった。

1892（明治25）年の「貸付金応接帳」には、116人の貸出人と12人の預金者が名を連ねている。貸出人のうち、16人が蘭業業者である。その貸出金合計は5,935円で、蘭業業者に対する貸付は全体の30.3%を占める。預金者のうち2人は蘭業業者で、その預金額は1,005円である。件数にして貸出合計135件のうち蘭業業者が24件で、年に2回以上借りていたのは合計で16人、うち蘭業業者が6人であった。

1893（明治26）年の「貸付金応接帳」には、128人の貸出人と9人の預金者が名を連ねている。貸出人のうち、23人が蘭業業者である。その貸出金合計は5,012円80銭で、蘭業業者に対する貸付は全体の24.0%を占める。預金者のうち1人は蘭業業者で、その預金額は5円である。件数にして貸出合計155件のうち蘭業業者が27件で、年に2回以上借りていたのは合計で24人、うち蘭業業者が2人であった。寺山家の「貸付金応接帳」では、蘭業業者に対するかなりの貸付がなされていたといえよう。

一人当たりの貸出金額で見ても、貸出合計金額に対して蘭業業者への貸付金額の大きいことがわかる。1891（明治24）年は一人当たり貸出金額112円90銭に対し、蘭業業者へのそれは304円20銭であった。1892（明治25）年は一人当たり貸付金額168円70銭に対し、蘭業業者へのそれは370円90銭であった。1893（明治26）年は一人当たりの貸出金額163円20銭に対し、蘭業業者へのそれは217円90銭であった。3年間とも蘭業業者との金融取引額はかなり大きい。蘭業業者一人当たり貸付金額は1892（明治25）年が最も多く、蘭業業者に対する貸付金額も前年から763円増加している。1892（明治25）年に見られた貸付金額1,000円以上の蘭業業者の存在が、同年における対蘭業への貸付金額を引き上げているのであろう。

次に、寺山家の貸付状況を金額別に見てみよう。表9は貸出金額別に人数と金額を整理したものである。大部分の蘭業業者が貸付金額の上位に集中しており、他の借入者と比較してその額がかなり大きかったことがわかる。例えば、1891（明治24）年の借入金500円以上の蘭業業者は6人で、これは全蘭業業者の35.3%を占め、その借入金額は全蘭業業者借入額の63.8%にあたる。

¹⁵⁷⁾ 1894（明治27）年の『岡山縣地主録』からは杉山岩三郎の直接国税が422円18銭1厘、木村済治が115円54銭4厘であることがわかる。同年の「岡山県統計書」にある岡山県における田一反当り48円63銭から土地所有規模を算出した。

表9 寺山家貸付金額の内訳

	明治24年		明治25年		明治26年	
	計	内蘭苳業者	計	内蘭苳業者	計	内蘭苳業者
1,000円以上			3	1 (33.3)	2	
500円以上1,000円未満	8	6 (75.0)	8	5 (62.5)	8	3 (37.5)
300円以上500円未満	7	3 (42.9)	3	1 (33.3)	6	1 (16.7)
200円以上300円未満	6	2 (33.3)	12	5 (41.7)	16	6 (37.5)
100円以上200円未満	21	2 (9.5)	15	1 (6.7)	21	6 (28.6)
50円以上100円未満	28	1 (3.6)	27	1 (3.7)	24	1 (4.2)
50円以下	64	3 (4.7)	48	2 (4.2)	50	5 (10.0)
計	134	17 (12.7)	116	16 (13.8)	127	22 (17.3)
1,000円以上			5,000	1,000	3,300	
500円以上1,000円未満	4,645	3,300	5,261	3,161	5,092	1,901
300円以上500円未満	2,327	920	1,015	340	2,130	380
200円以上300円未満	1,602	490	2,910	1,149	4,083	1,582
100円以上200円未満	2,882	313	2,231	166	3,291	994
50円以上100円未満	2,185	99	2,178	99	1,837	50
50円以下	1,483	50	971	20	1,162	106
計	15,124	5,172	19,565	5,935	20,894	5,013

注1) 「貸付金応接帳」のうち、貸付金のみを整理している。

注2) 一年間に2度以上借り入れているものについては、その借入金額を合計している。

注3) 50円以下の人数の中には借入金額に記載がないものも含む。

注4) 金額については円以下は四捨五入している。単位は円。

注5) 括弧内は、計に占める蘭苳業者の割合。単位は%。

資料) 表8と同じ。

3年間の「貸付金応接帳」から確認できた蘭苳業者は29人である。そのうち、1年だけ名前を確認できた蘭苳業者は14人、2年間名前を確認できた蘭苳業者は5人、3年間名前を確認できた蘭苳業者は10人である。蘭苳業者の出身地域は、都宇郡の早島村が14人、妹尾村が7人、茶屋町・豊洲村・加茂村・帯高村・児島郡の福田村が各1人となっている。寺山家が早島村の地主であることから、その中心は自ずと早島地域ということになると思われるが、それでも備前地域の児島郡まで含めつつ岡山県南部で広く蘭苳業者に対する貸金業を行っていたことがわかる。

では、寺山家と関わりを持った29人の蘭苳業者は、どのような形態で蘭苳業を営んでいたのだろうか。それを示したものが表10である。その多くが問屋もしくは、花苳の織機の所有者であったことがわかる。しかも花苳織機の所有者のほとんどが問屋である。おそらく問屋は、織機を貸し付けて、生産された蘭苳製品の流通を独占的に取り扱っていたのであろう。早島地域は、蘭苳製品の流通の中心地であり、製造から販売までを行う会社形態をとる規模の大きい花苳製造所が多く設立されている。特に問屋として流通に携わった蘭苳業者に対して、寺山家が多く運用資金を供給していたことがわかる。

表10 寺山家貸付金応接帳に見る蘭業業者

氏名	畳表蘭草商	畳表問屋・仲買	工場所有者	会社関係者	花菱組員	その他
○一會社				○		
安原九造			○		5	
安原正二		○	○	○	20	
安原伸造		○		○		
永原小八	○	○	○		50	
岡弥三郎		○				
吉田庸吉	○	○	○	○	23	
熊代春吉		○				
原秀次郎				○		
溝手新太郎		○		○	70	
佐藤久三郎		○				
佐藤利平		○	○		41	
小郷藤四郎		○	○			
小西彦三郎						○
小林平吉			○		19	
浅越恭作			○			
大野利三郎		○				
土肥次五郎		○				
藤原槌松	○					
藤長						○
内田仁吉			○		10	
尾原金七郎	○	○				
平松繁吉		○				
片山精吾				○	70	
妹尾善三		○		○		
林源三郎						
林周次郎						○
林富太郎			○		7	

注1) 畳表蘭草商は「商工人名録」より、畳表問屋・仲買は「岡山縣疊表」より名前が確認できたものである。

注2) 花菱組員数の項目の数字は、所有している花菱織機の台数である。

注3) その他は、「貸付金応接帳」から蘭草を担保としていたことが確認できたものである。

資料) 表8と同じ。

表11に、蘭業業者に対する3年間の貸付金額と、その返済状況を整理した。そのうち、最も多額の貸付金を確認できたのが片山精吾である。片山は、1890（明治23）年調査の備前国・備中国における地価一万円以上の所有者⁽⁵⁸⁾のなかでは蘭業業者中最大の地主であり、寺山家を上まわっている⁽⁵⁹⁾。さらに、彼は「合資会社吉備商會」の代表者で、この会社が1896（明治29）年に所有していた花菱織機は70台とかなり多い。この会社には寺山研太郎も役員として関わっていたと推測され⁽⁶⁰⁾、寺山家とは

⁽⁵⁸⁾ 資料は前掲（注32）都窪郡早島町寺山家文書「明治廿三年調査ニテ岡山県備前國備中國兩國ニテ所有スル土地ノ地価、地価一万円以上ノ所有者」による。

⁽⁵⁹⁾ ここでは、寺山左之七が17,310円、寺山研太郎が11,401円で2人の合計を合わせると、片山精吾の19,125円をはるかに上まわる。

⁽⁶⁰⁾ 明治初年に寺山研太郎が共同経営を行っていた「吉備商會」と同じ系列ではなからうか。前掲（注19）『岡山縣蘭業發達史』108頁によれば片山省吾となっているが、これは精吾の誤りであろう。

密接な関係にあったと考えられる。その他の会社関係者らも全て、寺山家と共に花菱会社・問屋の共同経営を行った人々である。特に、吉田庸吉、安原正二などは花菱会社の代表者であった⁽⁶¹⁾。

表11 蘭蕈業者に対する貸付金と返済状況

氏名	明治24年	明治25年	明治26年
〇一會社			—
安原九造			40.00 〇
安原正二	300.00		
安原伸造	—		
永原小八			298.00 〇
岡弥三郎	147.00 〇		
吉田庸吉			50.00 〇
熊代音吉			295.00 〇
原秀次郎	20.00	20.00	27.80
溝手新太郎	200.00 〇	200.00 〇	200.00
佐藤久三郎	320.00	200.00 〇	350.00 〇
佐藤利平	290.00	510.00	290.00 〇
小郷藤四郎外	650.00	550.00	
小西彦三郎			100.00 〇
小林平吉	166.00 〇	166.00 〇	166.00
浅越泰作			150.00
大野利三郎	30.00	—	37.00
土肥代五郎		200.00	299.00
藤原槌松			199.00
藤長		340.00	380.00
内田仁吉			199.00 〇
尾原金太郎	550.00	901.00	901.00
平松繁吉	500.00 〇	500.00 〇	500.00 〇
片山精吾	600.00 〇	1,000.00 〇	500.00
妹尾善三	300.00 〇	700.00 〇	
妹尾善三外	500.00		
林源三郎			1.00
林周次郎	99.00 〇	99.00 〇	180.00
林富太郎	500.00 〇	250.00 〇	
林富太郎 林太郎二		200.00 〇	

注1) 「貸付金応接帳」のうち、貸付金のみを整理している。

注2) 単位は円。〇は利子済み・元金延期もしくは元利払込済みの印である。

注3) 一年間に二度以上借りているものはその金額を合計した。

注4) 一は金記載はないが名前の記載が確認できたことをあらわす。

注5) 小郷藤四郎は2回、5名と7名の連盟で借りているが、1つにまとめた。妹尾善三外は5名の連名である。

資料) 表8と同じ。

⁽⁶¹⁾ 吉田庸吉は九一合資会社、安原正二は明延社。

寺山家はこうした会社を含む早島村内の主要な花菱会社と関係していたのであり、早島村を中心とする花菱会社に対して、資金供給者として大きな役割を果たしていたといえよう。より詳細な資金の用途目的について明らかにしていく作業は今後の課題としたい。ただ、いくつかの花菱製造所および会社について見れば、設立資金として借りていたことが推測できる。例えば、「〇一會社」は1893（明治26）年に資本金5,000円で設立される。この会社は同年に「貸付金応接帳」に記載されており、寺山家との金銭的關係が推測されよう。金額については空白であるが、1893（明治26）年には代表者である吉田庸吉への貸出が確認できる。また、「合資會社吉備商會」は1892（明治25）年に資本金9,000円で設立され、代表者である片山精吾への貸出金は、1891（明治24）年の600円から翌年には1,000円に増加している⁽⁶²⁾。さらに、1893（明治26）年から記載が確認できる浅越泰作は、翌年に「浅越工場」を設立している。内田仁吉も1893（明治26）年から記載が確認でき、彼は同年に「岡製造所」を設立している。

以上のように、寺山家が明治10年代までは問屋として直接営業活動に携わっていたということ、また、営業活動を行っていたかどうかは不明であるが、明治20年代に入ると花菱会社の株主あるいは役員として花菱会社に蘭業業者に対する金銭貸付を行うなど、同家が蘭業への投資を行っていたことを確認することができた。

(3) 地主資金の貸付状況

寺山家の1890（明治23）年から1893（明治26）年の収入総額のうち80%程度が小作料であった。寺山家の貸付はこの小作料を元手に行ったのであり、その貸付額の約30%は蘭業関係者に対する貸付金であった。寺山家の事例によれば、明治20年代に資金の流れのうち相当部分が花菱業へ向かっていたといえよう。明治20年代に急速に伸びた花菱業の動向の背後にはこうした地主資金の流れがあり、花菱業者をバックアップしていたのである。

以上のように寺山家は蘭業業者に対して多額の資金融通を行っていた。寺山家の貸付金額は、岡山県内における他の地主の貸付金額と比較してどうであったのか。

例えば、素麺業と地主経営については、森元辰昭氏による浅口郡の中地主高戸家の研究である「近代日本における中地主の存在形態」がある。同論文では児島郡の年間2,000円以上所得者との比較において、高戸家の地主経営の特徴として貸金額（収入）が大きいという指摘がなされている。その高戸家の1892（明治25）年における所得合計は2,002円で、貸金の金額が11,340円、それによる所得が600円であった。耕宅地反別は210.609反、所得は1,260円である⁽⁶³⁾。寺山家の1892（明治25）年における

⁽⁶²⁾ 溝手新太郎については、3年間共に200円の貸出金となっている。

⁽⁶³⁾ 前掲（注45）森元辰昭「近代日本における中地主の存在形態」37～43頁。

所得合計は3,176円45銭であり、貸金の金額は19,565円36銭、その所得は420円であった。耕宅地反別は378.722反、その所得は2,797円79銭であった。高戸家に比べて、寺山家の所得合計に対する貸金の金額は大きいが生産からの所得はかなり低い。高戸家の金融取引は素麺業者がその主流であり、素麺・小麦を担保とした貸付が全体の30%を占めていた⁽⁶⁴⁾。時期が少しずれるが、同家の1896(明治29)年の貸付金は21,241.5円、利子収入は1,242円27銭9厘で、貸金残高は3,528円5銭となっており、回収率は83%とかなり高い⁽⁶⁵⁾。3年間の違いはあるが、先に見た寺山家の1893(明治26)年の貸金業における回収率は21.7%とかなり低く、素麺業と比較し蘭苧業の経営がかなり不安定であったことが推測できよう。その理由として、特に蘭草の価格の暴騰・暴落が激しく、かなり投機的な性格をもっていたことがあげられる⁽⁶⁶⁾。そのため会社組織をとるものの、事業の失敗によって花苧製造所を閉鎖し問屋となって出機を行ったものも多くいたようである⁽⁶⁷⁾。寺山家の貸付金に対する回収率の悪さについては、後にもう少し検討を行っていく必要がある。

岡山県南部地域において農村工業の展開が見られた背景には、こうした地主の資金の流れがあったと言われている⁽⁶⁸⁾。中小地主がその経営の一環として投資を行っていきなかつたで、急速な展開を遂げた農村工業も少なくはなかつたであろう。高戸家の事例では、この地域に自作農家が多いことと、活発な農村加工業の展開がなされたという指摘がなされている。加えてこの地域には、他地域と比較して相対的に富裕な農家が多く、農家が農村加工業に従事することによって現金収入を得たことにより、金融機関の発展を促したという点が示唆されている⁽⁶⁹⁾。この当時岡山県は日本の花苧生産のほとんどを担っていたのであり、その生産のほとんどが県南部に集中していた。1897(明治30)年における岡山県の銀行所在状況は、全県40に対し備中が20行、備前が16行、美作が5行で備中地域が半数を占めている⁽⁷⁰⁾。明治後半に登場した岡山県内の多くの銀行が、地域経済の進展に伴い着実に力を蓄えてきた実業家・地主・豪農らによって設立されたのであり、多くの銀行を経営していた地主、あるいは銀行だけでなく新興産業にも資金を投じて銀行と企業の両方を経営する地主も少なくなかつたという⁽⁷¹⁾。そして中備銀行や藤戸銀行などは蘭苧業と関係が認められる。蘭苧業者への貸付金に対する回収率が

⁽⁶⁴⁾ 前掲(注45) 森元辰昭「近代日本における中地主の存在形態」40頁。

⁽⁶⁵⁾ 高戸家は、倉庫業務と貸金業務を鴨方倉庫銀行に移行させ、貸金業での資金回収の停滞を克服したとある(前掲(注45) 森元辰昭「近代日本における中地主の存在形態」40頁)。

⁽⁶⁶⁾ 前掲(注1) 神立春樹『近代蘭苧業の展開』103～104頁。

⁽⁶⁷⁾ 農商務省編『職工事情』(1903年)ここでは『生活古典叢書第4巻職工事情』(光生館、1971年)384頁を利用。

⁽⁶⁸⁾ 森元辰昭氏の「前掲(注45)論文」のなかで、中小地主研究が近代日本地主制史研究にとって不可欠であるとする理由が整理されており、そのうちのひとつに、神立春樹氏によって既に指摘されていると述べられたうえで、「産業革命期に多くの中小地主が銀行を設立したり、地場産業を興したりした」ことがあげられている。

⁽⁶⁹⁾ 前掲(注45) 森元辰昭「近代日本における中地主の存在形態」37頁。

⁽⁷⁰⁾ 神立春樹『近代岡山県地域の都市と農村』(御茶の水書房、1993年)190～192頁。

⁽⁷¹⁾ 「この場合、銀行が企業の機関銀行となって銀行と企業の関係が緊密化し、企業と盛衰を共にする事例が多く生じた」とある(詳しくは、創立50周年記念誌編集委員会編『中国銀行五十年史』(1983年)88頁を参照のこと)。

悪いにも関わらず寺山家が貸金業を展開した背後には、明治20年代後半から明治30年代前半にかけて隆盛を極めた輸出花菫の存在があり、寺山家が資金提供を行った融資先には、役員もしくは株主として寺山家自らが関係していた花菫会社も含まれていた。寺山家は後に中備銀行に深く関わっていくことになる。戦前期岡山県における主要な農村工業の一つである蘭業の展開については、以上のような地主資金のみならず、中備銀行をはじめとする銀行からの資金供給といった側面からも分析を行っていくことが課題である。

4. おわりに

寺山家は、溝手保太郎の後を引き継ぎ、昭和15年に中国銀行に吸収合併されるまで中備銀行の頭取を務めた。1890（明治23）年から1893（明治26）年にかけての時期には40町歩近くを所有する中地主であった。都窪郡内の蘭業業者のなかでは最大級の地主である。同家は近世期から畳表問屋として活躍していたと思われるが、明治期に入り輸出向け花菫が急速に展開していく中で、いち早く花菫会社を設立するなど早島地域の花菫業に深く関係していく。自らが蘭業業者、とりわけ問屋として活躍すると同時に、小作料の多くを早島地域を中心とする岡山県南部の蘭業業者に貸し付けていた。早島においては、蘭業業者、とりわけ商人が流通だけでなく生産をも包括的に行っていくことになる。寺山家の事例からは、地主経営の一環として花菫業への投資があったことが明らかとなった⁽⁷²⁾。1887（明治20）年に早島村に設立された「正信社」では、関係者から寺山左之七や研太郎へ宛てた書簡の中に個人的な金銭貸付の記録があり、さらに、左之七による蘭草購入時の一時金貸付も確認できた。寺山家の地主資金が早島村を中心とする岡山県南部地域の花菫業者をバックアップしていたのである。こうした地主資金の存在が、明治20年代における花菫製造業の急速な発展を可能とした一つの要因であったといえよう。筆者の研究課題は、流通課程と資金運用の側面から蘭業の展開課程を明らかにすることであるので、今後は次の方向から考察を深めていきたいと考えている。一つは銀行の営業報告書等からの検討であり、いま一つは地主経営の一環として設立された花菫会社内部からの検討である。

（附記1）本稿の「2 寺山家と蘭業」については、1999年に発表した岡山大学大学院経済学研究科修士論文の1部を加工したものである。

（附記2）本稿を作成するにあたって、資料閲覧等については都窪郡早島町教育委員会及び、倉敷市史編纂室の方々に、また資料の筆耕では小熊ちなみ氏に大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

⁷²⁾ 寺山研太郎は、1908（明治41）年の段階で前掲（注53）『日本全国商工人名録 第3版下』に「金銭貸付業」として名前があがっている。